

教育民生委員会記録

開 会 年 月 日	平成 27 年 10 月 1 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 08 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治 ○上田修一 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 福井輝夫 藤原清史 工村一三
	中山裕司
	小山 敏 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	楠木宏彦 鈴木豊司
担 当 書 記	中野 諭
審 査 案 件	議案第79号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算(第 3 号)中、教育民生委員会関係分
	議案第80号 平成 27 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
	議案第83号 平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算(第 1 号)
	議案第91号 伊勢市学校設置条例の一部改正について
	議案第92号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例の制定について
	議案第93号 伊勢市手話言語条例の制定について
	平成27年 請願第 1 号 喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願
	平成27年 請願第 3 号 防災対策の充実を求める請願
	平成27年 請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願
	平成27年 請願第 5 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
	平成27年 請願第 6 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
	— 防災対策の充実を求める意見書(案)について
— 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)について	

	— 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)について
	— 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)について
	— 平成 27 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について
参 考 人	阿部 博之、廣 幸昭、向井 千代
説 明 者	環境生活部長、健康福祉部長、健康福祉部次長
	高齢・障がい福祉課長
	教育長、教育部長、教育次長
	病院事業管理者、経営推進部長、経営推進部参事
	新病院建設推進課長、ほか関係参与

伊 勢 市 議 会

審査結果並びに経過

中村委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

直ちに会議に入り、初めに「平成27年請願第1号喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」を議題とし、参考人として請願者が出席し、意見聴取、質疑の後、賛成多数をもって採択すべしと決定した。

次に「議案第79号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）」中、教育民生委員会関係分、「議案第80号平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第83号平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）」、「議案第91号伊勢市学校設置条例の一部改正について」、「議案第92号伊勢市子ども読書活動推進会議条例の制定について」及び「議案第93号伊勢市手話言語条例の制定について」以上7件を順次議題とし、いずれも全会一致をもって可決すべしと決定した。

次に、請願の審査を行い「平成27年請願第3号防災対策の充実を求める請願」、「平成27年請願第4号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」、「平成27年請願第5号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」、「平成27年請願第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」以上4件を順次議題とし、いずれも全会一致をもって採択すべしと決定し、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定した。

次に、採択された請願に係る意見書案について、「防災対策の充実を求める意見書(案)について」、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)について」、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)について」及び「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)について」以上4件を順次議題とし、いずれも全会一致をもって意見書案のとおりと決定した。

次に、「平成27年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」を議題とし、委員会から当局へ報告を求める5事業を決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

◎中村豊治委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、楠木委員、鈴木委員の御両名を指名させていただきます。

本日、御審査いただきます案件は、去る9月7日及び14日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました11件及び「平成27年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」であります。

案件名につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議がありましたら、随時行いたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

【平成27年請願第1号 喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願】

◎中村豊治委員長

それでは、議事の都合上、最初に「平成27年請願第1号喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」を御審査願います。

本日は、参考人といたしまして、請願第1号の請願者であります阿部博之さん、廣幸昭さん、向井千代さんの3名に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

この際、委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、大変御多忙の中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいとこのように思います。委員会の説明の中で忌憚のない意見をきょうは出していただきたく、このように思いますのでよろしく願いをしたいと思います。

請願の審査につきましては、最初に請願の代表者から5分以内で請願趣旨の説明及び意見をいただきたくと思います。

委員の皆さんからは、請願者に対しまして質疑を行うことということにいたしております。

それでは、請願者から請願第1号についての説明及び意見を願います。

参考人であります廣幸昭さんのほうから願います。

●廣幸昭参考人

ただいま御紹介を受けました津・伊勢たばこ販売組合副理事長兼伊勢支部長の廣と申します。よろしく願います。

それでは、あるお方よりですね、余分なことはしゃべるなど釘をされておりますので、一応文面に従いまして、朗読を持ちまして発言に代えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず初めに、この度、請願しました当件に関しまして大変暖かい御理解、御指導をいただいております伊勢市議会の方々に厚く感謝しておりますとともに、本日このように貴重な場を提供してくださいましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて今回請願しております趣旨は提出しております文面のとおりであり、関係各位の方々には、その内容を十分御理解していただき、このように力強い御議論をしていただき満足していることに加えて、請願当事者の私たちに発言の場を与えていただき、ありがたく代表して、私から請願の補足的な説明の形で発言をさせていただきます。

御承知のとおり、健康志向観点から、官、業、一般住民の連携による禁煙運動諸策が功を奏して、無制限時代より喫煙者数が年々減少し、現在では当時の半数の人数になっております。

しかしながら、今なお20%前後の比率の喫煙者がおられ、その比率はいろいろな統計から判断

すると、底地に至る状況に近づいてきつつあるように推測されます。

その現状を十分御認識、直視いただきますとともに、この私たちの運動は決して、今後の禁煙活動に相反するものでないことを御理解していただきますことをまずもってお願い申し上げます。

私たちのたばこに関係する団体には、この現状に鑑み、国、県、地域が一団となり、たばこを吸う人、吸わない人の権利主張を満たすためにはどういう施策を立てて対処すべきかを議論しあうなか、その全国的な展開に即して、三重県におきましても各関係団体で「喫煙と環境を考える会」という組織を立ち上げ、数年間にわたり話し合いを続けた結果、その目的達成には、何より適度な喫煙場所と、それに対応した明確な喫煙コーナーを設置する分煙方式社会の構築が絶対必要と結論づけ、その後各関係機関に対し働きかけを行ってきたところであります。

その結果、現状を分析しますと、県内公的機関における行政機関の対応は、今なお千差万別であります。今後は、約2割存在する喫煙者への配慮、禁煙者の保護、環境美化、加えて喫煙者により生じる地方税の観点からも、禁煙運動とは別途重要な施策として考慮する必要があると前向きな御返答を多々いただいているところでございます。

以上、総体的な内容としまして、続きまして、本地区に関しての発言をさせていただきます。

今申し上げましたとおり、私たちは「環境と喫煙を考える会」の趣旨にのっとり、活動の一環として数年間にわたり、伊勢市役所の担当者の方に分煙を目的とする喫煙場所設置をお願いしてまいりましたが、結果はその後、事態が一進一退の繰り返しで結論を得ぬままの状況が続いて、推移していたところであります。

しかしながら、このたび急遽、来年5月に伊勢志摩サミットの開催が決定されたことにより、何としても当問題に早急に結論を出す必要が発生したため、早々に行政府に対してのお願いとして、伊勢市役所の担当部局様に御理解と御協力をさせていただき、今回立法府の伊勢市議会の先生方に、同様のお願いをさせていただいている次第でございます。

来年開催される伊勢志摩サミット、そしてその翌年開催されることとなっております全国菓子博の成功と、それをステップとして、国際観光都市への発展を目指す伊勢市においては、どこよりも各関係機関において、成功への所策を論議されておられることと思っておりますが、その課題の最重要案件の中には、特に私たちの組合が協力できる項目として、来訪者のおもてなしと美化意識の高揚が掲げられております。

そのすべての方への思いやり、おもてなしの一施策として私たち愛煙家にとりましては、非喫煙者の立場を十分理解しつつ、至福のひとつを持てるその場にマッチした施設を提供していただくことが最高のおもてなし、美化意識の高揚に資するものと思われま。

以上の観点から今回、請願書のとおり、伊勢市駅前等観光関係箇所、伊勢市役所内、また不特定多数が集会する公共施設の分煙のための喫煙施設の設置を強く請願いたしますので、何とぞよろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

終わりに参考として、今後の計画に関してのお願いと提案事項を箇条的に申し上げます。

1番、設置に当たっての責務として、(イ) 設置場所の提供依頼、その場に適合する様式の選定は、伊勢市役所および伊勢市議会の御協力、御指示のもと、日本たばこ産業と当組合で行います。

(ロ) 設置に関する費用はサミット成功への協賛も兼ね、おおむね日本たばこ産業に負担していただくよう努力いたします。

(ハ) 伊勢志摩サミットに関する箇所への設置は期限を設けて、早急に対処いただくようお願い

いたします。

(ニ) 設置後の撤去は一方的な事由により行わない旨の取り決めに御協力ください。

(ホ) 市役所および市公共施設への設置は、津市の現状を参考にさせていただくのも一案かと思
います。

(ヘ) 歩行者保護、環境美化のため、外宮参道、内宮おはらい町街道を禁煙区域に指定される
ことを御提案申し上げますとともに、当地区内に喫煙場所の設置をお願いいたします。

続きまして、2番としまして、この機を利用して、環境と喫煙を考える運動の最高のモデル地
区になるよう努力し、結果をだして、全国的に関係メディアを用いて発信することにより、関係
各団体の伊勢市来訪を促し、伊勢市の活性に寄与できることも期待しております。

以上でございます。

改めて、こういうように、貴重な場、貴重な時間を与えていただきまして本当に感謝していま
す。ありがとうございました。

◎中村豊治委員長

ただいま請願者のほうから御説明をいただいたわけですが、委員の皆さんから請願者に対
しましてお聞きしたいことがありましたらよろしくお聞きしたいと思えます。

質問はありますか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

御丁寧な説明、どうもありがとうございました。

私は教育民生委員として健康増進の立場から質問させていただきたいと思えます。

年間約6,800人が、受動喫煙を原因とする肺がんや心筋梗塞で死亡しているという厚生労働省
の研究班の研究発表もあります。そのような中できょうの御説明をお聞きいたしまして、分煙環
境の整備は必要なものとは考えております。

しかしながら、きょうの御説明の中で日本たばこ産業さんのほうで費用のほうはなるべくとい
うようなお話もいただいて大変ありがたいことだとは思いますが、この設置後のメンテナンスに
関する費用に関しては、どのようにお考えでしょうか。

◎中村豊治委員長

廣参考人。

●廣幸昭参考人

いちおう設置までは、こういう方法で思っていますけれども、後の管理というのは、どこにお
きまして、その地区のところでやっていただいているのが現状でございます。だから今後、伊
勢に関しましても、そういう、例えば伊勢市駅構内にできたら、やはり当然これは、要するにJ
Rがやっていただくし、例えば、今お願いしました外宮参道、これは市がやっていただくか、そ
れとも、そこの商店街で責任をもっていただくかという、やっぱりそこまでは我々としては手を
差し伸べることはできませんので、設置後は、管理に関しましては場所によっていろいろな千差
万別ありますけれども、私たちでは管理できないということでございます。

ただですね、我々も美化活動をしていますので、時折ですね、そういう活動をしているいろいろなことは御協力させていただきますが、平常は、そういう方法でお願いしたいと思っております。

◎中村豊治委員長
吉井委員。

○吉井詩子委員

わかりました。ありがとうございます。

きょうの御説明の中で公共施設に関して、津市の現状という御説明がありましたが、これについて、もう少し御説明を願いたいと思います。

◎中村豊治委員長
阿部参考人。

●阿部博行参考人

私、津タバコ販売協同組合理事長の阿部博行でございます。

今、津庁舎におきましては、いちおう1階と3階、7階という3カ所の喫煙施設を設置されておりまして、これに際しましては、市長の理解と議会の理解、それからJTほうでですね、つくっていただいて、素晴らしいいい状態で、市民が分煙の状態に入っておりまして、おそらく市役所の正門から入りまして、突き当りの箇所に、約2メートル、5メートルぐらいのですね、それぐらいの喫煙施設、かなり上のほうへ排煙をさせていただいて、むさっとしたような状態ではございませんで、すっきりした状態でございます。

ただ、上の3階、5階ぐらいいったわけですが、それも3年前にちょうど改修をさせていただきまして、風の流れがないと抜けていけないという感じで、そういう感じで、改修もやっていただきまして、まあそんなことで、皆さん喜んでいただいているわけでございます。

それから例えばアストビルというところが、津駅を降りたところにあるんですが、この2階にもやっぱり喫煙施設がありまして、そこにも、ここで吸える感じであります。

それから駅を降りたときには、やっぱりたばこ喫煙施設はどこにあるかなという形で、ちょっといま、ちょっと小さめでございますが、もう少し大きくしてくれと申し上げておるのですが、喫煙施設は、こちらがたばこを吸えますよということの指示というか、ステッカーを貼っている。

それからアストの駅前のところにも市のキャラクターを配した灰皿をちょうどアストの、駅の東に交番があるわけですが、そこにも表で吸えるという感じのものを作らせていただいております。そんなことでございます。

◎中村豊治委員長
よろしいですか。
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、請願者に対しましての質疑を終わります。

請願者におきましては、大変貴重な御意見をお述べいただきありがとうございました。

ただいまいただきました御意見につきましては、審査に反映をさせてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で請願者に対する質問は終わりますので、御退席を願いたいと思っております。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時18分 再開)

◎中村豊治委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。

平成27年請願第1号につきましては、いかがに取り扱うことといたしますか。

採決または継続審査。

藤原委員。

○藤原清史委員

採決していただいたほうが。

◎中村豊治委員長

よろしゅうございますか。

それでは採決ということで進めていきたいというぐあいに思います。

それではただいまの請願に対しまして、討論がありましたらお願いしたいと思っております。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私は、この「喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

喫煙者が吐き出す主流煙よりも副流煙には、より多くの有害物質が含まれることから、あくまでも受動喫煙をさせられてしまう方々を守ることを優先にということが大前提であると考えます。この請願に関しましては、請願事項1に関しましては、費用の面でも努力をしていただけるという御説明もありました。よりよい分煙環境を整備するためにおおむね理解をいたしました。しかしながら請願事項2と3に関しましては、健康増進法25条に少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいとあります。

現在、国のほうでも受動喫煙防止法の成立を目指す超党派の議員連盟においても、この法案の基本理念で、公共施設は敷地を含む禁煙とする点について、範囲については、広範な意見を聞くべきだというような議論もいま現在されておるところでございますので、この2、3に関して、現段階において賛成はしかねると私は判断をいたしましたので、反対の意を表して討論とさせていただきます。

ます。

◎中村豊治委員長

はい、それじゃ賛成討論、福井委員。

○福井輝夫委員

「請願第1号喫煙場所を適切に設置し、より良い分煙環境を整備する請願」、賛成の立場で討論に参加いたします。

伊勢市は多数の観光客が訪れる観光都市であり、平成25年度は1,400万人の観光客が訪れました。また、平成28年5月には伊勢志摩サミットが開催され、これを契機に多くの観光客を誘致するチャンスでもあります。サミット後に多くの外国人を含む観光客が伊勢市を訪れるよう市も対策を打っていかねばなりません。愛煙家は20%前後おられることから観光地としても受動喫煙防止に真摯に取り組む必要があると考えます。

先日JR伊勢市駅前に行ったおり、タクシー案内をされている方からお聞きしたことをお話しします。観光客がタクシー乗り場直近の屋根付き建屋付近で、立ってタバコをすっているのを見かけたそうです。多くの方が行きかっており、タバコを持った手を下にさげているとちょうど子供の目線にタバコの火があり、危険と思ひ喫煙場所を変えるように注意したそうです。

このような公共の場所において、喫煙可能な場所を明記しておれば、先ほどのような問題は避けられたと思います。

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課は、平成27年5月に職場の受動喫煙対策にかかる技術的留意事項に関する専門家検討会報告書を発行しております。そこでは屋外喫煙所の設置、喫煙室の設置、換気措置についてなど、設置場所や施設構造、排気装置についてなど検討結果が詳細に記されております。

そして厚生労働省は平成27年6月に受動喫煙防止対策助成金の御案内と題し、1、労働者災害補償保険の適用事業主や2、各種中小企業事業主等を対象に受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する受動喫煙防止対策助成金をぜひ御活用くださいと報じています。助成率は2分の1、上限額は200万円です。また、東京都では5年後のオリンピックに向け、外国人旅行者の増加が見込まれるなか、平成27年度新規事業として宿泊、飲食施設の分煙化を支援しますとし、外国人旅行者の受け入れに向けた宿泊飲食施設の分煙の環境整備補助金制度を開始しております。補助率は5分の4、80%ですね。限度額は300万円です。

このような国および東京都の取り組みは一例ではありますが、分煙に対する取り組みは、積極的な取り組みが必要と思います。たばこを吸う人、吸わない人の権利を尊重し、市民および観光客が過ごしやすい環境を構築するために分煙環境整備は必要な対策と考えます。

以上の理由により、「請願第1号喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」についての賛成討論といたします。

◎中村豊治委員長

他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「平成27年請願第1号喫煙場所を適切に設置し、よりよい分煙環境を整備する請願」につきましては、採択すべしと決定することに賛成の方の御起立をお願いします。

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、平成27年請願第1号につきましては、採択すべしと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま採択されました請願につきましては、市長に送付して、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時22分 再開）

◎中村豊治委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

【議案第79号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会関係分】

◎中村豊治委員長

次に「議案第79号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）」中、教育民生委員会の関係分の審査をお願いいたします。

補正予算書の16ページを開いてください。

款3民生費一括での審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、款3民生費を終わります。

補正予算書の18ページを開いてください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健センター費の御審査をお願いいたします。

発言がありましたらお願いします。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので款4衛生費 を終わります。

次に22ページを開いてください。

款6農林水産業費を一括で、款一括でお願いをいたします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、款6農林水産業費を終わります。

補正予算書30ページを開いてください。

款11教育費を一括で御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、款11教育費を終わります。

以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第79号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第3号）」中、教育民生委員会関係分については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

【議案第80号 平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算(第2号)】

◎中村豊治委員長

次に41ページを開いてください。

「議案第80号平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を御審査願います。

本件につきましても一括での御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第80号平成27年度伊勢市介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第83号 平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算(第1号)】

◎中村豊治委員長

次に79ページを開いてください。

「議案第83号平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算(第1号)」の御審査をお願いいたします。

本件につきましても一括での審査をお願いします。

御発言がありましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しお聞かせをいただきたいと思います。

先月の教育民生委員会のほうで基本設計に基づきまして、事業費が変更になったと、総額で168億円ということで報告をいただきました。

そのときに建設工事につきましては、114億円、それから造成工事につきましては4億9,500万円ということで報告があったわけですが、この補正予算書を見たときに、建設工事につきましては、プロポーザルをせなならんとか、基本協定を結ばないかんということで、この基本設計の概算工事費をそのまま114億、債務負担行為に計上していただいております。

それと造成工事のほうですが、そのときの説明では、工期がことしと来年、そして工事費は、4億9,500万円で、当初予算4億円に対し、9,500万円不足するという説明をいただきました。それで、この予算書を見たときに、その数字的なこと、どういうふうに読めばいいのか、この数字ですね、ちょっと理解ができない部分がありますので、その点、その説明にあわせてこの予算書の見方ですね、そちらを説明いただきたいと思うのですが。

◎中村豊治委員長

新病院建設推進課長。

●成川新病院推進建設課長

委員御質問の内容でございますが、この造成工事に関しましては、今年度、来年度の2カ年の工事となるわけでございます。

まず、当初予算、今お認めいただいている予算といたしましては、平成27年度が2億8千万円、28年度は債務負担行為として1億2千万円、合計4億円でございます。今回これを、補正をかけまして、平成27年度は2億3千万円減額の5千万円、来年度債務負担行為が3億2,500万円増額の4億4,500万円というふうに変更をいたしまして、合計で4億9,500万円となるものでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、ちょっとよく理解できなかつたのですが、最初の4億円の部分をもう一度御説明いただけないですか、当初の。

◎中村豊治委員長

新病院建設課長。

●成川新病院建設推進課長

今年度の当初予算でお認めいただいている分といたしまして、今年度の予算といたしまして2億8千万円、平成28年度債務負担行為として1億2千万円、合計4億円という予算を認めていただいております。

◎中村豊治委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

当初予算はですね、工事事業費 3 億 400 万円計上されておって、そのうちの 2 億 8 千万円が造成にかかる経費やということなんですよね。その差は何でしたか。

◎中村豊治委員長
新病院建設推進課長。

●成川新病院建設推進課長

差額の 2,400 万円につきましては、造成工事が始まりますと、駐車場が不足するというので、臨時の周辺の土地をお借りして、仮設の職員駐車場を整備する工事費としてみておるものでございます。

◎中村豊治委員長
よろしいですか。
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
はい、続いて討論を行います、討論がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
ないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第 83 号平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算(第 1 号)」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長
御異議なしと認めます。
そのように決定をいたしました。

【議案第91号 伊勢市学校設置条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、条例等議案書の63ページをお開きください。

「議案第91号伊勢市学校設置条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。
御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第91号伊勢市学校設置条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第92号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例の制定について】

◎中村豊治委員長

次に67ページを開いてください。

「議案第92号伊勢市子ども読書活動推進会議条例の制定について」の御審査をお願いします。
御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第92号伊勢市子ども読書活動推進会議条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第93号 伊勢市手話言語条例の制定について】

◎中村豊治委員長

次に71ページを開いてください。

「議案第93号伊勢市手話言語条例の制定について」の御審査をお願いいたします。
御発言がありましたらお願いします。
楠木委員。

○楠木宏彦委員

この条例案についていくつかお聞きいたします。

まず、第5条で「次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するもの」とあります。そして手話に対する理解の促進、普及、環境を整えること、それから手話通訳者の配置などが挙げられておりますけれども、そしてその2項で、この実施のために、ろう者、手話通訳者、その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものというふうにあるわけですけれども、施策を推進するための方針を策定することとか、あるいは、そのための場を設置するということについては、明確に書かれておらないんですけれども、他の、例えば市ですと、手話施策推進会議などを設置すると、そういうふうには明確に書いているところもあるんですけれども、伊勢市の場合ですね、ここには明確に書かれていないのですが、推進方針とか推進計画を立てること、それから、その実施状況について点検、監視すると、こういった部分が必要だと思うんですけれども、つまり、こういった計画を立てて、実施状況を議会に報告していくと、そして市民に明らかにしていくということが必要だと思うんですけれども、想定について、現在どのように考えていらっしゃるのかお考えをお聞かせください。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

ただいまの楠木議員の御質問にお答えをいたします。

条例の第5条の第2項の中で具体的に協議の場を設ける、あるいは意見を反映させるための措置というもののの中に、具体的にそういった協議会、あるいは議会への報告の仕組みというのをどのように考えているかということでお答えをいたします。

この議会の中で、この条例の採決をいただきました後には、これまでの、この文案を考えていただくために、手話条例につきましては聴覚障害者福祉協会、あるいは三重県通訳者の問題研究会の皆様、そういった様々な当事者、あるいは関係者の方々に御意見を伺いながらこの条文をつくってまいりました。

今後につきましても、それらの当事者の方々、あるいは関係者の方々に御意見を頂戴しながら、今後の施策については検討を進めてまいります。

また、この内容につきましては障害者計画、あるいは障害福祉計画の中にもこういった取り組みというのは、明記されておりますことから、具体的な個々の施策の推進については、当事者の方々等の御意見を聞きながら進めさせていただき、その施策全体の進行管理といいますのは、自立支援協議会のほうで、また進行管理をしていただいている状況でございますので、必要に応じて、議会のほうへの御報告というのは、またその時点でのこととなると思います。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

これはある程度、定期的にですね、議会のほうへ報告していただくというふうなことが必要だと思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点なんですが、この条例の実施に当たって、学校教育での取り組みというものも大きな位置を占めていくべきだろうと思ひます。手話を知る、それから手話が使えるようになる、そしてまた、ろう者の人権を理解を深めると、こういったことを学校教育の目標の一つとして取り入れていく必要があるんじゃないかと考えるのですが、そうしますと、これは教育振興基本計画にもある程度影響を及ぼさざるを得ないと思ひますけれども、そういった方向について、学校教育での取り組みということで考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

◎中村豊治委員長

健康福祉部次長。

●江原健康福祉部次長

この施策の推進に当たりましては、市は手話の理解の促進および手話の普及を図るための施策というようなことで大きく掲げておられて、この辺につきましても、市、教育委員会も市ということでございますので、教育委員会とも協議をしながら進めていきたいとこのように考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

◎中村豊治委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員
特に教育委員会のほうから何かお考え、現在の段階でございますでしょうか。

◎中村豊治委員長
教育次長。

●藤原教育次長

学校現場におきましてもですね、例えば連合音楽演劇発表会するときにはですね、中学校1年生が観光文化会館で集まって、演奏を聞いたりとかするわけですけども、その中の最後の全員合唱ではですね、手話を交えて歌を参加者全員が合唱すると、それで締めくくるといような取り組みも行っております。学校現場におきましてもですね、授業の中でもそういうふうな手話のことについては子供たちに関心を持たせるような取り組みも行っておりますので、そのあたり、議員御指摘のですね、教育の計画の中にも今後ですね、授業の中での取り組みを含めて考えていきたいと思えます。

◎中村豊治委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員
やはり子供たちに対する教育というのは非常にですね、この条例を実施していく上で重要な部分になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

◎中村豊治委員長
よろしいですか、はい。
福井委員。

○福井輝夫委員
今、楠木委員がかなり詳しく聞いていただきましたのでだぶるところは省きたいと思えます。
先ほどの御回答の中に、いろんな施策は、当事者とか関係者との協議をもって検討しながら進めていくということでしたので、細かいことはお聞きしませんが、市役所はもちろんのこと、例えば病院ですね、病院等へもやっぱり聴覚障がいの方が見えると思えます。そういう中で、今いろんな問題があるのか、それと、今後そういう対策ですね、病院としても考えておるのか。まあ、例えばですね、いろんなところで電話リレーサービスというようなものも聞かれています。これは遠隔手話通訳サービスというので、ある県では大々的に取り上げたりしているところもあるのですが、全体、いろんなもの、電話関係のそういうサービスも整わないとできない部分もあるのですが、そういう部分の兼ね合いも見ながらですね、いろいろと検討していただきたいのですが、病院として、その辺の何かお考えがあればお聞かせください。

◎中村豊治委員長

参事。

●下村経営推進部参事

今御指摘いただきました遠隔操作云々のことにつきましてはですね、まだまだ十分研究させていただくとわかりにくい部分がございますので、これからの検討課題というふうにさせていただきたいと思います。特に、手話で説明をするということは病院の現場で、窓口等ではなかなかありませんけれども、絵に描いたですね、そういった説明の手順書をですね、お示しをする中で、医療事故やあるいはそういった、ミス、あるいは、意思疎通ができるようなですね、そういった取り組みはしておりますので、そういうことについては、今後もしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◎中村豊治委員長

福井委員、よろしいですか、はい。

他にございましたら、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ことしの事務の概要書を見せていただいたときに聴覚に障がいをお持ちの方、障害者手帳が交付されておる方がですね、障がい児含めて736件ということで見させてもらいました。先だつての新聞で、手話は今に至ってもこの聴覚障がい者の間に定着をしているとはいえない。手話ができない聴覚障がい者はかなりの数にのぼるというようなことで記事が出ておりました。この736件の皆さんが手話を必要とするとは思えませんが、手話を必要とする人の中で、実際に手話を習得されていない方、そういう方はおみえになるのかどうか、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

聴覚障がい者の手帳を持っていらっしゃる方で手話をできない方というのが、どれくらいかという数値につきましては、はっきりとした数字はわかりませんが、27年3月時点での聴覚障害者手帳を持っていらっしゃる方が636人いらっしゃいまして、その中で割合として、以前に国がアンケートをされたときに、どれくらい手話ができるかというふうな按分率をかけてみますと100人弱の方ぐらいであろうと推測をされます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

手話を必要とする人の中で100人弱の方が手話を取得されていないということなのですが、この

条例から若干外れるかもわかりませんが、その100人弱の方に対してですね、手話を取得するための施策と申しますか、その辺の現状はどのようなになっておるのか、お聞かせいただけないでしょうか。

◎中村豊治委員長

今のは逆ですね。

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

失礼いたしました。訂正をさせていただきます。100人弱の方が手話ができる方ということで、残りの方が手話を使っていらっしゃらないであろうという推測でございます。その中でただいまの御質問で、手話を使えない方につきましてどのような対応をとるという御質問に対してお答えをいたします

手話につきましては、ろう者、ろうあ者、難聴者、中途失聴者というように、その聴こえの度合いによっていろいろでございます。そのような中で手話を使えない方に対しましては、例えば筆談でありましたり、要約筆記でありましたりというような形で、御本人さんの状況に寄り添うような形での対応ということになるかと思っております。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今の具体的にですね、どういうふうな、その、行政として手当てをされておるのか、その辺があれば教えていただけないですか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

手立てといたしましては、要約筆記者派遣事業というのがございまして、必要に応じて申し出ていただきました方に、そういった筆談とか要約筆記の方を派遣させていただくという事業がございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

わかりました。この手話を習得していただくための施策と申しますか、そんなのは特に目新しいものはないみたいです。

次に第4条のところでお聞かせをいただきたいのですが、この中で手話を使用しやすい環境の構築に努めるということなんですが、この手話を使用しやすいというのは、この主語ですね、どなた

の事を指しているのか、お聞かせいただけないでしょうか。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

手話を使用しやすい環境の構築の主語ということでございますが、まず、1番最初にろう者の方があげられます。ろう者の方につきましては、今後御自身が聞こえないということを周りの方々にお伝えいただいて、そういった手話を使える、使いやすい環境をつくっていくということとともに、例えば手話通訳者の方でしたら、その技術の向上を目指していただいて、そういう環境づくりをしていただく。また聞こえる方につきましては、その言ったことに対して理解をしていくということでございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この環境のことにつきましては、先だつての教育民生委員会の中でも具体的に教えてほしいということで質問をさせていただきました。そのときのお答えがですね、共生をしていくに当たつての理解、あるいは手話を普通の言語として理解していただくというふうな意識の環境の構築ということで御答弁をいただいておりますが、まだまだ私自身もそうなんです、市民の皆様、本当にわかりにくいのかなと思いますので、改めて、ここですね、具体的にわかりやすく一度御説明いただければと思うのですが。

◎中村豊治委員長

高齢・障がい福祉課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

具体的にどういふふうこれを普及していくかということにつきましては、第5条の施策の推進の、この項目につきまして、この議会でお認めいただきました後、ただちに、この関係者の方々にもお集まりいただきまして、庁内のワーキンググループとともに、どういふことをしていくのが一番皆様にとって効果的であるのかというふうなことも含めて具体的なことについては、今後検討してまいりたいと考えております。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

具体的にはこれからということで、これ以上申し上げませんが、条例が可決されればですね、28年4月から施行されるということでございます。時間的には十分あると思いますので、その辺、十

分丁寧にですね、皆さんに説明もいただいて、理解をいただけるような対応をしていただきたいなというふうに思います。

◎中村豊治委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他に御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第93号伊勢市手話言語条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【平成27年請願第3号 防災対策の充実を求める請願】

◎中村豊治委員長

次に「平成27年請願第3号防災対策の充実を求める請願」についての御審査をお願いします。

御発言がありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「平成27年請願第3号防災対策の充実を求める請願」につきましては、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【平成27年請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願】

◎中村豊治委員長

次に「平成27年請願第4号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」についての御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論がございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「平成27年請願第4号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」につきましては、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【平成27年請願第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願】

◎中村豊治委員長

次に「平成27年請願第5号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」についての御審査をお願いいたします。

御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「平成27年請願第5号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」につきましては、採択することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【平成27年請願第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願】

◎中村豊治委員長

次に、「平成27年請願第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」についての御審査をお願いします。

御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行いたいと思っておりますが、討論はありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「平成27年請願第6号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」につきましては、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了しました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時02分 再開)

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、採択すべしと決定いたしました請願第3号、第4号、第5号、第6号につきましては、意見書の提出を求めるということで、本請願が本会議で採択された場合については、請願に係る意見書の提出が必要となってまいります。意見書案についてはですね、今お手元に配付をさせていただきました。

なお、本会議で請願が採択された場合については、意見書案については委員会名か、または賛成者の連名で提出をさせていただきたいと思っておりますので、今、原案を配付させていただいたわけですが、精読を必要とする時間があればさせていただいて、精読する時間をとらせていただきたいと思います。正副委員長に一任をさせていただきたいということであれば、引き続き会議を開催させていただきたいと思っておりますが、どちらにさせていただきますか。

〔「委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

それでは正副委員長に一任をさせていただくというようなことですね、引き続き会議を開きたいというぐあいに思います。

【防災対策の充実を求める意見書(案)について】

◎中村豊治委員長

それでは請願第3号ですね、「防災対策の充実を求める意見書(案)」についての御審査につきましてはですね、今見ていただいておりますのですが、文案どおり決定させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

【義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)について】

◎中村豊治委員長

それから請願第4号について、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書(案)について」のですね、審査につきましても今お手元に配付をさせていただいておりますが、この内容についても文案のどおり決定することに御異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)について】

◎中村豊治委員長

次に請願第5号の「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書(案)について」の御審査につきましても、今お手元に配付をさせていただいておりますが、文案どおり決定させていただいて、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

いいですね。

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)について】

◎中村豊治委員長

次に請願第6号の「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(案)について」の御審査につきましても、今お手元に配付をさせていただいておりますが、文案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をさせていただきます。

【平成27年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について】

◎中村豊治委員長

それでは次に「平成27年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告について」の御審査をお願いいたします。

本件につきましては、8月27日の教育民生委員協議会で協議をいたしまして、今回報告を受ける事業を5事業程度として、その選定につきましては、正副委員長に一任をされておるわけですが、本年度につきましても、お手元にお配りした内容に記載の5事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

それでは、御発言もないようでありますので、お諮りいたします。

当局から報告を受ける5事業につきましては、「福祉ボランティア育成事業」、「生活困窮者自立支援事業」、「放課後児童対策事業」、「一時保育事業」、「中学校給食施設整備事業」の5つの事業ということで決定いたしましてよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい。本件につきましては、閉会中の継続調査事項として申し出ることについて決定しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件につきましてはすべて終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会させていただきます。

閉会 午前11時08分

上記署名する。

平成27年10月1日

委員長

委員

委員